

(健 I 34)

令和2年4月17日

都道府県医師会

産業保健担当理事 殿

日本医師会常任理事

松本 吉郎

日本医師会認定産業医制度実施に当たっての留意事項

－その37－

認定産業医制度の充実、推進について種々ご協力をいただき感謝いたしております。

さて、このたびの新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、日本医師会認定産業医制度における認定産業医の更新ならびに産業医学研修会の申請について、下記のとおり取扱います。

つきましては、日本医師会認定産業医制度の円滑な実施について、貴職の特段のご理解とご協力を賜われますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 日本医師会認定産業医の更新に関する特例措置（期間外申請）

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、有効期間内に更新要件を満たすことが困難となった認定産業医に対して、貴会における研修会が再開され、更新単位の取得が可能となるまでの期間において、単位取得および更新申請手続き期間の延長をする特例措置を実施いたします。

ただし、あくまで認定産業医の個別事情を勘案し、日本医師会認定産業医制度運営委員会において審議をいたします。また、認定証有効期限を延長するものではないことから、更新申請承認後の次回有効期限が延長されるものではありません。

※特例措置適用に伴い、貴会における延期・中止となった研修会状況（延期・中止となった研修会数や再開までの期間、認定産業医の研修会申込状況など）の取りまとめをお願いいたします。当会運営委員会において審議をする上での必要情報とさせていただきます。

2. 産業医学研修会について

日本医師会認定産業医制度実施要領において定められているとおり指定を受けた産業医学研修会を中止する場合は、必ず日本医師会にご報告下さい。なお、実施要領においては事前に報告するよう定めておりますが、この度の事情を鑑み、事後報告であっても差し支えありません。その際、新型コロナウイルスの感染拡大により中止する旨をあわせてご連絡下さいますようお願いいたします。

以上